

要望要旨	回 答	担当課
I 子育て支援について		
<p>★(1) 6月12日に可決した「改正子どもの貧困対策推進法」では、計画策定を市区町村に努力義務化されました。生活困窮世帯と一般世帯の子どもの生活実態を明らかにして、その調査を下に「対策計画」を策定し、対策を進めてください。</p>	<p>直ちに子どもの貧困対策計画を策定するのは難しいですが、子どもの福祉向上のため、生活困窮に対する取り組みを広げていきたいと考えています。</p> <p>つくすたて</p>	健康福祉課
<p>★教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」を自治体として実施してください。またNPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」の取組を支援してください。</p>	<p>放課後や週末等に図書館や公民館等を活用して、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、学習または文化活動、地域住民との交流活動等を実施しています。また、監護が必要で保護者が就業等で見る事ができない児童については、放課後児童クラブで受け入れをしています。</p> <p>無料塾については、ひとり親世帯の小学生から高校生を対象に、学習支援を行いました。</p> <p>子ども食堂の取組支援については、本町にはまだ取り組んでいる団体がありません。町としても取り組んでいかなければならないテーマだと考えていますので、どのような取り組みが望ましいのか検討を重ねたいと考えています。</p>	生涯学習課 健康福祉課
<p>(2) 石川県子どもの医療費助成制度について、①助成対象年齢を中卒まで拡大すること、②1,000円の自己負担を廃止すること、③所得制限を廃止することを求める意見を上げてください。</p>	<p>県の制度改正については、当町だけではなく県内全市町で要望を上げることが必要だと考えています。</p>	健康福祉課
<p>★(4) 小中学校の給食費を無償にしてほしい。当面第二子以降の学校給食を無料にしてほしい。</p>	<p>学校給食法第11条では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費で、学校給食に従事する職員の給与その他の人件費は、設置者の負担とし、それ以外の経費は(賄い材料費、燃料費等)保護者の負担と規定されていますので、学校給食の無料化は考えておりません。</p>	学校教育課 524 H1
<p>(5) ① 就学援助制度の対象を生活保護基準額の1.4倍以下の世帯としてほしい。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が切り捨てとならないようにしてほしい。</p>	<p>本町の就学援助制度については、当該年度の特別支援教育就学奨励費需要額基準によることとしており、認定基準を1.3倍以下の世帯としています。生活保護基準の引き下げにより現在の対象者が対象外となる場合は、対象外とならないよう弾力的運用を行いたいと考えています。</p>	学校教育課
<p>② 申請の受付を学校だけでなく市町の窓口でも受け付け、申請手続きの民生委員の証明をなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知してほしい。</p>	<p>受付は、町の窓口や学校教育課でも行っています。申請手続きには民生委員の証明は必要ありません。申請時期については、随時行っている旨をホームページ等で案内を行っているほか、小学校の入学説明会においてもご案内しています。</p>	学校教育課

<p>③就学援助制度で実態調査を行い、それに見合った金額にするとともに、要保護世帯の入学準備金と同額としてほしい。</p>	<p>入学準備金については、認定者に要保護世帯と同額の入学前支給を実施しています。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>★④就学援助給付の学校給食費について全額給付してほしい。同時に「現物給付化」してほしい。</p>	<p>就学援助給付の学校給食費については、全額支給しております。なお、現物給付化については、現在考えておりません。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>(6) 支援が必要な家庭の児童生徒を早期に生活支援や福祉制度へつなげるスクールソーシャルワーカーの配置を拡大してください。</p>	<p>スクールソーシャルワーカーの配置の事業は、県の事業です。必要に応じて県へ配置の要望をしていきます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>(7) 児童生徒の情緒面の支援を行うスクールカウンセラーの全校配置を実施してください。</p>	<p>今年度（平成31年度）から全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、全児童生徒を支援しています。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>★(8) 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることはないよう減免制度を実施・拡充してください。</p>	<p>町民で国の免除対象者以外の方については、本町施設を使用している方は無料、町外施設を利用している方は月額4,500円を上限に補助を行っております。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>(9) 保育環境や保育士の配置基準等を拡充してください。保育士の処遇改善を直ちに実施してください。保育士の処遇改善を直ちに実施し、市町単独事業で財政的な支援を行ってください。（処遇改善助成金制度、福祉職職員住居費助成、住宅確保助成、家賃補助制度など。）</p>	<p>保育環境や、保育士の配置基準等の拡充は予定しておりませんが、保育士の長時間労働の防止のため、保育士の募集について検討をしています。 本町の保育士はほぼ全員が正職ですので、福利厚生は手厚いと思います。その他の処遇については、今後の国の動向を注視して対応したいと考えています。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>(10) 2018年度の乳幼児健診の対象児童数・未受診児童数をお知らせください。</p>	<p>1か月児健診 対象者59人、受診数59人 4か月児健診 対象者59人、受診数59人 10か月児健診 対象者64人、受診数50人 1歳6か月児健診 対象者68人、受診数64人 3歳児健診 対象者75人、受診数72人</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>★(11) 学校検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況の把握と、歯科については「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査してください。 「要受診」と診断され、未受診対象者が確実に受診できるよう具体的な対策を講じてください。眼鏡については全国的に補助制度もあることから、自治体として補助制度を創設してください。</p>	<p>学校検診で要受診と診断された児童・生徒に対しては、再受診票を検診直後、長期休み前、休み明けと何度も発行しています。また、治療の必要性を書いた保健だよりも発行し、授業参観等で保護者と会う機会には声掛けも行っています。 口腔崩壊状態の児童は1名いますが、現在、病院受診中であります。 眼鏡については8歳以下の児童については費用の7割が保険者負担、3割が自己負担となりますが、3割は子ども医療費制度からの還付対象となります。9歳以上児童生徒についての補助制度は現在ありませんが、近隣市町の状況を見ながら考えたいと思います。</p>	<p>学校教育課</p>

Ⅱ 介護保険事業・予防事業・総合事業について		
<p>(1) 介護保険料</p> <p>★①一般会計繰入によって介護保険を引き下げてください。国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけてください。</p>	<p>一般会計からの介護保険事業特別会計への繰入れについて、法定割合を越えて行うことは、本来第1号被保険者の保険料で負担することとなる費用について制度上想定されない一般財源を充てることとなり費用負担の公平性を損なうおそれがあり適当でないと会計監査院から報告書が提出されております。(H28.3)</p>	健康福祉課
<p>②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充してください。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除してください。</p>	<p>国では消費税による公費を投入した低所得者への保険料軽減の仕組みを平成27年度から実施しており、当町でも今年度4月にこれに従い、第1段階から第3段階の該当者に対して保険料の軽減を実施しています。</p>	健康福祉課
<p>★③これ以上の介護保険料の引き上げをやめるために、国に調整交付金を介護保険とは別枠にして国の負担を介護給付費の25%に引き上げることを要望してください。</p>	<p>調整交付金の引上げ要望については、県内の他市町の動向も見ながら対応したいと考えております。</p>	健康福祉課
<p>(2) 介護保険料・補足給付について</p> <p>①介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度を創設・拡充してください。</p>	<p>「宝達志水町介護保険料減免取扱要綱」により、災害による損失を受けた場合や生計維持者の失業や死亡等により、収入が著しく減少した場合など、世帯の実情に応じて減免の運用を図っております。</p>	健康福祉課
<p>②補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、支払い能力がない方に対しては措置制度を活用して救済してください。</p>	<p>預貯金や不動産を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、補足給付の見直しを行っております。 なお、課税層であっても要件を満たせば、特例減額の措置を設けております。</p>	健康福祉課
<p>(3) 介護保険利用の際の手続き</p> <p>★①介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けたうえで、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。総合事業では、先に「基本チェックリスト」ありきではなく個々の状況に応じた対応をしてください。</p>	<p>申請の相談があった際、申請の経緯や本人の状態、どのようなことに困っており、どのようなサービスを望むのか等を聞き、介護申請を受け付けております。 地域包括支援センターは、町直営で介護保険係と同じ部署にいたるため随時相談に応じられ、緊急性や必要性を判断し、介護保険や総合事業のサービス、福祉サービスや地域のサロン等、タイムリーなサービスの利用につながっていると考えております。 また、総合事業は平成29年4月から開始され、地域包括支援センターが担当しておりますが、「基本チェックリスト」だけによるふるい分けではなく、ご本人が困っていることを手助けし、本人の望む生活、自立できる使いやすいサービスにつながるよう、個々の状況に応じた対応をしております。</p>	健康福祉課

<p>②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。</p>	<p>ケアマネジメントについては、居宅介護支援事業所に委託を可能としており、委託料は現行額を予定しています。近隣の市町を見ながら検討していきます。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>③訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。</p>	<p>回数制限をしないとすると不必要なサービス提供が予想され、それにより本人の自立支援を妨げることにもなりかねません。 平成30年10月から介護度以上の生活援助中心サービスを居宅サービス計画に位置づける場合は、利用の妥当性を検討し町へ申請書を提出することで認める場合もあります。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>(4)基盤整備について ①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを増やしてください。</p>	<p>施設整備については、平成24年度に小規模特別養護老人ホーム、平成25年度には、小規模多機能型居宅介護施設を整備しております。 他市町の状況から勘案すると、当町の規模では、これ以上整備することは今のところ考えておりません。 待機者については、施設入所に至るまでは、在宅でのサービスの利用となるため、住み慣れた地域での暮らしを支えられるよう、地域包括ケアシステムを構築できるよう努めています。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>★②国に対して特養ホーム入所基準を元に戻すよう要望してください。当面、特養ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、個々の事情に即して柔軟に対応してください。</p>	<p>入所基準を元に戻し入所者が増えることで、人手が不足する介護現場が困惑するのではないかと考えます。 当町では、要介護1・2となった場合でも、個々の事情に応じて当該施設へ有効期間が到達する前に特例入所の申込みがあれば柔軟に対応に努めております。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>★③多くの有料老人ホーム等では介護給付費と施設利用料負担の合計額が介護度にかかわらず、一定になるように、施設利用料負担額が設定されています。従って、軽度者であればあるほど、介護保険外の施設利用料負担が増える仕組みとなっています。住民の介護施設利用の負担の実態を調査し、住民の負担軽減のための施策を進めてください。</p>	<p>当町に有料老人ホームはありません。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>(5) 総合事業について ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押し付けたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。</p>	<p>総合事業では、総合相談や訪問等により、基本チェックリストやアセスメント（利用者が何を求めているのか正しく知り、確認すること。）を行い、訪問型や通所型サービス、一般介護予防などの事業を実施し、高齢者が介護状態等になることの予防、又はその状態の軽減や悪化の防止を図ることにより、本人の自立した生活に向けた支援をしておりますが、「利用者の状態像を一方向的に押し付けたり、期間を区切った卒業」などと言われることは行っておりません。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。</p>	<p>現在の取り組みでは、地域におけるサロンや教室の開催、町内の病院との連携による訪問リハビリ、健康づくり推進員との連携による地域介護予防活動などの事業を行い、高齢者の孤立化予防、閉じこもり予防を図っております。</p>	<p>健康福祉課</p>

★(6)介護職員確保について 介護職員の確保をすすめるための 施策の実施をしてください。	国では、介護人材確保対策として、これまでも処遇改善をはじめとして多くの取り組みを実施しており、町でも今年度は介護報酬の改定を実施しております。	健康福祉課
①介護職場の人員不足解消の為、 介護人材を抜本的に増やしてください。	国において、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受け入れ環境整備等人材確保対策に取り組んでいます。	健康福祉課
②介護人材の不足を解消するため、 自治体として独自に処遇改善助成金を 制度化し、全額労働者の賃金として 支払われる措置を講じてください。	今年度、処遇改善加算や特定処遇改善加算の追加を行っておりますので、助成については考えておりません。	健康福祉課
③国に対し、全額国庫負担方式による 全介護労働者が、年収440万円水準に 早急に到達できる処遇改善制度を 求めること。	今年度、処遇改善加算や特定処遇改善加算の追加を行っておりますので、国に対してそのような要望をすることは、今のところ考えておりません。	健康福祉課
Ⅲ、高齢者医療・福祉の充実について		
★(1)後期高齢者医療制度の保険料滞納者 に対し、生活実態を無視した保険料の 徴収や差し押さえなどはしないで ください。また、保険証の取り上げ・ 資格証明証の発行をしないで ください。短期保険証は、発行 しないでください。	差し押さえはしておりません。また、 保険証の取り上げや資格証明書の 発行もしておりません。 滞納者は、保険料納付の分納の 相談の上、短期保険証を交付 しております。	健康福祉課
★(2)東京都日の出町、石川県川北町 のように、75歳以上高齢者医療費 無料制度を実施してください。当 面、後期高齢者医療対象者のうち 住民税非課税世帯の人の医療費 負担を無料にしてください。	75歳以上の高齢者医療費無料制度 を実施している東京都日の出町や、 石川県川北町は、優良企業の誘致 成功などによる、健全な財政とい う背景があり実現されております。 財政難である当町では、現状では、 住民税非課税世帯の医療費負担を 無料にするのは、難しいと考 えております。	健康福祉課
(3)後期高齢者医療制度に加入しない 65～74歳の障害がある人には 障害者医療費助成制度を全額適用 してください。	平成26年8月診療分から全額助成 しております。	健康福祉課
(4)配食サービスは、最低毎日1回は 実施し、事業所助成額を増やし、 利用者の自己負担額を大幅に 引き下げてください。	利用者の状態を調査のうえ、平日 の昼食に希望の回数を実施して います。 事業所助成額は300円、材料費 相当額を実費としての自己負担 額は400円、現行どおりです。	健康福祉課
(5)高齢者が地域でいきいきと生活 するために、以下の施策を実施 してください。 ★①補聴器購入費助成制度を創設 してください。 ★②高齢者の熱中者予防の実態調 査を実施して対策を立てるよう にしてください。65歳以上の住 民税非課税世帯の人にもエアコン 購入費等の補助を行う仕組みを 創設してください。	①国の助成事業では障害者用補 装具として実績がありますが、 今のところ、町助成事業として は考えておりません。 ②在宅での補助事業として対応 できるか、近隣の市町を見なが ら考えてまいります。	健康福祉課

<p>★③高齢者や障害のある人には、公共交通機関利用料を無料・低額にする仕組みを創設してください。</p> <p>★④高齢者団体やサークルが健康予防活動、文化趣味活動を積極的に行うため公的な集会所や会議室などの利用料金を減免する仕組みを作ってください。</p> <p>⑤宅老所・街角サロンなど高齢者の「居場所」づくりへの助成（家賃・光熱費等）を実施・拡充してください。</p>	<p>③⑦に記載してあります内容以外での対応は、今のところ考えておりませんが、支援が必要な状況となれば対応を図ってまいります。</p> <p>④平成28年10月から「公の施設の使用料に係る減免基準を定める規則」の運用により、適切な施設運営と対応に心がけております。</p> <p>⑤地域支援事業で実施する地域サロンでは、主に各地域の会館で開催しております。施設の使用に伴う家賃や高熱費等への助成はありませんが、施設の使用についてはすでに免除されております。また、事業として講師の派遣や健康体操・レクリエーショングッズ等の貸出しも行っております。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>⑥ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物、ゴミ出し（個別収集）、除雪など多様な生活支援の施策を充実してください。</p> <p>⑦高齢者や障害のある人などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどを増車・増便してください。</p>	<p>⑥ひとり暮らし高齢者・高齢世帯には民生委員が、介護保険対象者にはヘルパーの家事支援（買い物・ゴミ出し等）と共にそれぞれに安否確認を依頼しております。</p> <p>また、ひとり暮らし高齢者で頻回な安否確認が必要な場合には、「緊急連絡装置」を設置し、24時間看護師に相談できる方法を進めています。</p> <p>介護保険対象者以外のひとり暮らし・高齢世帯では、買い物・ゴミ出しは近隣住民からの支援、冬場の除雪は地区から支援によるほか、「軽度生活支援事業」（買い物・ゴミ出し等）としてヘルパーによる週1回の利用などを行っております。また、限界集落の高齢者の生活支援を目的にボランティア団体を立ち上げ、地域で支え合う体制づくりにも取り組んでいます。</p> <p>⑦高齢者や障害のある人などの外出支援のための「福祉バス」は運行はしていませんが、バス停経由の「コミュニティバス」（無料）や、自宅前から乗車ができる「デマンドタクシー」（町内片道500円）（羽咋市の一部迄）のほか、下肢機能に障害があり、車いすを利用する方や透析通院の方には、車いす対応の「外出支援サービス」（羽咋～かほく市）（片道500円）などを実施しております。</p> <p>また、要介護4、5の方で町内又は羽咋市にはない難病の医療機関へ受診している方を対象に、障害者タクシーの初乗り料金相当額分を助成する「障害者タクシー初乗り助成事業」も実施しております。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>⑧後期高齢者の医療費2割負担反対の意見を国にあげてください。</p> <p>★⑨災害から住民のいのちと安全を守るために避難所および福祉避難所の整備を実施してください。</p>	<p>⑧今のところ、国に対して意見をあげることは考えておりません。</p> <p>⑨避難所は、各集落会館や学校、アステラス、さくらドーム等を有事の際に避難所として使用することとなっています。</p> <p>福祉避難所については、事業所と連絡を密にしながら協議したいと考えております。</p>	<p>健康福祉課</p>

<p>★(7) 国に対して、年金制度への下記の意見をあげてください。</p> <p>①年金引き下げはやめること。際限なく年金を引き下げる「マクロ経済スライド」は廃止すること。</p> <p>②年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。</p> <p>③年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。</p> <p>④全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること。</p> <p>⑤年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。</p>	<p>国の動向を注視して 近隣市町との情報交換を行いながら対応していきます。</p>	<p>住民課</p>
<p>IV、障害者控除認定制度について</p>		
<p>★(1)介護認定者・家族に①障害者控除認定制度とはどのような制度か、②障害者控除認定制度の認定を受けると「所得125万円(65歳以上の場合、年金収入245万円まで)は住民税非課税となる」こと「住民税非課税となると医療や介護の負担が軽減されるケースが多くなる」ことを知らせてください。</p>	<p>対象者全員に通知しています。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>★(2)かほく市・宝達志水町・羽咋市のように、「障害者控除対象該当者」に「障害者控除対象者認定書」を送付してください。</p>	<p></p>	<p>健康福祉課</p>
<p>★(3)上記が実施できない場合でも、「障害者控除対象該当者」全員に、「制度のQ&A」と「障害者控除対象者認定申請書」を送付してください。</p>	<p></p>	<p>健康福祉課</p>
<p>V、国民健康保険制度の改善について</p>		
<p>1 保険料(税)について</p> <p>★(1) 保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。</p>	<p>負担軽減措置として、低所得世帯に対して、7割・5割・2割軽減を行っております。また、一般会計からの法定外の繰入は現在のところ考えておりません。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>★(2) 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。</p>	<p>18歳未満の子どもにかかわらず、均等割の除外対象を設けることは、税負担の公平性を欠くことから考えておりません。</p>	<p>健康福祉課</p>

<p>★(3) 国保料(税)の減免制度活用できるよう改善してください。具体的には、①障害世帯減免、②多人数世帯減免、③一人親世帯減免、④寡婦世帯減免、⑤高齢世帯減免、⑥低所得世帯減免(前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯)等の減免制度を設けてください。</p>	<p>減免制度については、低所得者に対する7割・5割・2割軽減を行っております。①から⑥の世帯に対しても、現状の制度で対応して行きたいと考えております。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>2 保険料(税)滞納者への対応について ★(1) 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障害のある人、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。</p>	<p>資格証明書の発行は実施しておりません。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>(2) 窓口で資格証明書が交付されている方が、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払い(10割負担)は困難であると申し出があった場合、国からの通知や先般示された見解を踏まえて、生活状況などを確認した上で、緊急的な対応として短期保険証を交付してください。</p>		<p>健康福祉課</p>
<p>(3) 滞納者に対し、給付の制限(限度額認定・一部負担減免適用除外等)をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。</p>	<p>給付の制限は行っておりません。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>(4) 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。</p>	<p>滞納額を分割納付している世帯であっても、取り決めどおり納めている世帯には、正規の保険証又は短期保険証を交付しております。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>★(5) 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差し押さえなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差し押さえについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。給与などの差し押禁止額以上は差し押さないでください。 税の滞納解決は、差し押禁止財産の差し押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。</p>	<p>滞納者は、税務課及び滞納整理機構と納税相談をして、分割納付等を行っていることで、生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差し押えは、しておりません。</p>	<p>健康福祉課</p>

<p>3 一部負担金の減免制度について 窓口負担が払えなくて必要な受診を減らしたり、受診を中断したりする人が増加しています。一部負担減免制度の抜本的拡充で、必要な受診が確保されるようにしてください。 ★①現在の一部負担金減免要綱とは別に、低所得者のみを理由にした一部負担金減免制度を創設してください。</p>	<p>要綱どおりとし、制度の新規創設は現在のところ考えておりません。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>②手続き手順・必要書類など運用に必要な事務手続きを整備し「利用案内」を市内医療機関に送付すると共に、ケースワーカー、地域包括支援センターに周知してください。</p>	<p>制度の周知については、パンフレット（保険証一斉更新時にも同封）を窓口で備えるとともに町の広報やホームページ、ケーブルテレビに随時掲載し、地域包括支援センターとも連携し周知を図りたいと考えております。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>③一部負担金減免制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなどしてください。</p>		<p>健康福祉課</p>
<p>④厚生労働省は2010年9月13日付け通知で、（44条を適用するに当たっては）「保険料の滞納の有無に関わらず、一部負担金減免を行っていただきたい」と表明していることから、保険料の滞納の有無に関わらず、実施してください。</p>	<p>実施するよう努めます。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>⑤公立病院で低額無料診療施設認定を進めてください。</p>	<p>・現段階で実施する予定はありません。 ・本院は、無駄な検査等はできるだけ省き安全で質の高い医療提供を進めております。外来費、入院費は、県立中央病院や大学病院と比較してもかなり安いと推察しております。ご理解の程、宜しくお願い致します。</p>	<p>宝達志水病院事務局</p>
<p>4 国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などを行ううえでホームページでも公開してください。</p>	<p>会議の公開はしておりませんが、資料および会議録はホームページで公開しております。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>⑥70～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。</p>	<p>70歳以上の者のみで構成される世帯に限定されることから、申請者の側にも負担が大きくなるというデメリットがあり、現在実施する予定はありません。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>VI.障害がある人の施策の充実について</p>		
<p>★（1）精神保健手帳1級2級者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。</p>	<p>精神通院医療費について既に助成を行っており、他の身体や知的障害の人と同様に心身障害者医療費助成制度の対象にすることは、むずかしいと考えています。</p>	<p>健康福祉課</p>

<p>★(2) 国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療制度など医療保険の違いを超えて、65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は助成方法を、償還払いではなく、現物給付(64歳以下同様)に戻すために、県の補助要綱の改正を求める意見を上げてください。</p>	<p>現在、石川県内の市町は全て65歳以上は償還払いとなっています。 今のところは、県に対し補助要綱の改正を求める予定はありません。 窓口へすぐに来られない人には、2年間の有効期間があることを周知しています。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>★(3) 通院精神医療費(自立支援医療制度)の患者自己負担を町単独事業として助成してください。</p>	<p>患者の自己負担については県が助成して1割に軽減しており更に所得に応じて上限額を設け過大にならないような配慮がなされており、町として単独で助成することは考えておりません。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>Ⅶ 生活相談総合窓口の設置について</p>		
<p>★住民の様々な深刻な問題に対し、「関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進および生活再建の支援を図る」住民生活相談総合窓口の設置を実施してください。</p>	<p>毎月1回住民課で、困りごと相談として広く相談を受け付けています。 特に生活困窮の相談については、随時石川県能登中部保健福祉センターの相談支援員と連携をとりながら、一緒に伺っています。就労、滞納、病気など様々な悩みを、一緒に考え、解決に向けてサポートしています。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>Ⅷ 健康事業・健康づくり事業の推進について</p>		
<p>★(1) 住民健診・特定健診の受診率を抜本的に引き上げてください。</p>	<p>多くの対象者が少しでも受診しやすいように、日時や会場の設定を地区組織の協力を得ながら取り組んでおります。 周知方法としては、地区の集会等があれば地区代表を通じて健診を受診するよう勧奨しております。また、前期(6.7月)と後期(10月)に健診を行っていますが、前期未受診者の方には、後期の受診をはがきで勧奨しています。 町民のみなさんに、今以上に自分の健康に関心を持ってもらうため、地域に根付いた保健指導等を取り入れ、健康の保持増進を目標とした受診率の向上に取り組んでいきたいと考えております。 平成23年度から29年度(27年度は、56.0% 2位)は石川県下では1位の受診率となっています。29年度は59.5%(1位)。30年度は59.6%でした。</p>	<p>健康づくり推進室</p>

<p>★(2) ガン検診の受診率を大幅に引き上げてください。</p>	<p>特定健診と同日にがん検診をセットし受診者の受診しやすい環境整備を実施しています。 受診率向上の対策として、検診の種類や対象者を設定し受診勧奨、再勧奨通知（大腸がん）を送付しています。広報でも受診勧奨の内容を掲載させ、通知時期を広報配布と合わせるなどの工夫に努めています。大腸がんの普及啓発として勉強会や講演会を開催したり、健康づくり推進員に大腸がん撲滅トイレトペーパーを配布しました。また、乳がん経験者の方の講演会を実施し乳がんの普及啓発にも努めました。 その他、がん検診に関するチラシやパンフレット、ポスターを庁内に設置し、住民への普及啓発を図っています。</p>	<p>健康づくり推進室</p>
<p>★(3) 特定健診は、国基準だけでなく更に充実させてください。70歳になると検診項目を減らすことは実施しないでください。費用は無料にするとともに住民が受診しやすいものとしてください。</p>	<p>特定健診の内容は、町独自で項目を追加するなどして充実を図っております。 今後は、受益者負担も含めて住民が受診しやすい環境づくりに努めます。</p> <p style="text-align: center;">80% □</p>	<p>健康づくり推進室</p>
<p>(4) がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料にしてください。</p>	<p>がん検診については、国の指針に基づいた項目・検査内容で逐次実施しております。また特定健診と同時に受診できるように以前から実施しております。 受益者負担も含めて住民が受診しやすい環境づくりに努めていきます。</p>	<p>健康づくり推進室</p>
<p>(5) 歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。また保険所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。</p>	<p>歯周病の早期発見と歯の健康づくりを目的として、40・50・60・70歳を対象に歯周疾患検診を実施しています。生活保護の方は無料ですが、その他の方は一人あたりの負担は500円、公費負担は2,500円です。 今年度から、検診で異常がなかった方にクリーニングを無料追加したり、歯周疾患検診に関するチラシを庁内に設置したりと受診率向上に努めています。</p>	<p>健康づくり推進室</p>
<p>(6) 産婦検診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。妊産婦歯科検診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。</p>	<p>産婦健診については、現在、産後1か月分を助成していますが、産後2週間分については、早期健診の必要性に鑑みて検討したいと思えます。 妊産婦歯科健診の助成については、妊婦は体調の変化により腔内環境が悪化しやすいことや、歯周病があると早産につながる可能性があることから、健診を推奨する観点で助成を行っています。産婦については、歯科健診の有効性が認められれば、助成を検討します。</p>	<p>健康福祉課</p>

<p>(7) WHOが認定した「ゲーム依存症」とりわけ子どもの「ゲーム依存症」対策を検討してください。</p>	<p>乳幼児はゲーム依存症のみの対策ではありませんが、保護者からライフスタイルを聞いて必要があれば、スマホ等をなるべく見せないように、との指導を行っています。個別対応が必要な子どもがいたときは、関係機関と連携して対応を取ります。</p> <p>学校では、学校全て同じ対応ではありませんが、ゲームをし過ぎないように取り組みをしています。例えば、保護者にゲームとインターネットを合わせて60分以内にすることや、家庭でルールを作ること、などの指導を行っています。ネット全般についても、外部から講師を招き、小学生高学年とその保護者を対象にした講習会を行っています。</p> <p>今後の対策は、保育所ではゲーム依存症の危険性について、啓発活動を行いたいと考えています。学校では、必要に応じて保護者と子どもを対象にしたゲームの危険性に関する講習会を開催したいと考えています。</p>	<p>健康福祉課 学校教育課</p>
<p>IX. 予防接種について</p>		
<p>★(1) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子供や障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）に助成制度を設けてください。</p> <p>高齢者 65才インフル 1,500円</p>	<p>耳下腺炎については、今後、検討したいと考えています。</p> <p>ロタウイルスワクチンにつきましては、平成26年度から2回～3回接種で総額10,000円の助成を行っております。</p> <p>子どものインフルエンザワクチン接種については、1歳から小学生までは2回分、中学生は1回分について、1回当たり1,500円の助成を行っています。</p> <p>麻しんについては、定期内の接種が重要であると考えて、未接種の方には電話連絡等で定期内に接種するよう注意喚起を行っております。定期内に接種をしない人への対応については、近隣市町の状況を見ながら、考えたいと思います。</p> <p>高齢者インフルエンザ予防接種の助成対象は、65歳以上の高齢者以外では、満60～65歳未満の心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する障害1級相当の人も助成対象としています。</p>	<p>健康福祉課</p> <hr/> <p>健康づくり推進室</p>
<p>(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチンの一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意対象としてください。</p>	<p>高齢者肺炎球菌予防接種はの公費負担は10月から5,390円から5,530円へと上がりましたが、個人負担は2,300円に据え置いております。</p> <p>当町においては、任意接種の助成は予定しておりません。</p>	<p>健康づくり推進室</p>
<p>X 地域医療構想について（公的病院の存在する市町のみ）</p>		
<p>今年、石川県地域医療構想を含めて石川県医療計画が確定し、具体化されています。地域医療体制、医師・看護師の確保等で心配や不安がありましたらお聞かせください。</p>	<p>現在、作業療法士（1名）正職員、放射線技師（1名）嘱託職員を募集しておりますが、応募がない状況です。</p> <p>安全で質の高い医療や病院職員の労働環境を実現する上で、同様に職員募集を引き続き継続して参ります。</p> <p>町民の大率なUP.</p>	<p>宝達志水病院事務局</p>